

平和町自治会内規

第1条 会員並びに会の構成

- 1, 本会は若干区に分け、各区に区長1名置く。
- 2, 自治会は親睦団体であり、自治会活動において一切の選挙運動に関与しない。
- 3, 部長及び主事は、それぞれ必要に応じ部会を開き部務を企画、審議する。
総務部長は、役員会、区長会の決議議事録作成保存、会長の命による会議招集手続き並びに県市等の養成をする。
- 5, 区長は、それぞれの区内から毎年2月末日までに選出する。
役員の任期は4月より翌々年3月末日までの2年とし、区長の任期は4月より翌年3月末日までの1年とする。但し、後任者決定までは任務を続行し再任は妨げない。
- 7, 本会に区長会の議決を得て、前期会長を顧問に置くことができる。

第2条 会議

- 1, 定められた役員を以て構成し、会務の企画、運営、審議を行い、所要の決議を行う。
- 2, 役員、並びに区長をもって構成し、議決は区長のみにて行う。
- 3, 議長は必要に応じて、その都度決める。

第3条 会計及び備付帳簿

- 1, 本会の経費は、会費及び寄付金、その他をもって充てる。
- 2, 会費は、月額三百円とする。
- 3, 民生委員と会長の協議の上、会費の抛出困難と認めた世帯があるとき、これを軽減し、又は免除することができる。
- 4, 会費を前納した会員が本町内より転出する場合は、未経過分を返済する。
- 5, 弔慰金は、自治会会員1人五千円とする。
- 6, 会計部長は、会長の承認ものの外、金品の収支はできない。
- 7, 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。
- 8, 会計監査は、年度末決算が末日になるので4月10日までに行うものとする。
- 9, 毎年度の予算は、4月15日までに総会に提出し、その承認を得るものとする。

第4条 備付帳簿

本会に帳簿を備え付け、総務、会計、各部長それぞれ関係帳簿の管理にあたる。

- 1, 会則
- 2, 会員名簿
- 3, 議事簿
- 4, 金銭出納簿

第5条 公民館

- 1, 公民館長は会長が兼ねる。
- 2, 本会は、公民館財産の維持保存の責任を持つ。
- 3, 本会は、公民館運営に要する経費を負担する。

本会則は、平成23年4月1日より施行する。